

工事現場における標示板（工事看板等）について

木製工事看板の使用を推進します

●工事現場における標示板（工事看板等）

- ・工事の受注者は、工事現場における標示板（工事看板等）については、木材を利用した製品の使用に努めてください。
- ・使用する木材は、県内の森林から産出され、県内で加工されたものを原則とします。

●目的

- ・公共土木工事において、木材の利用を推進するため。

●その他

- ・従前より、諸経費に含まれる資材等で県産品を使用した場合、工事成績評定「5. 創意工夫 I. 創意工夫」において0.4点（監督員1点×0.4）加点できるものとしていますが、今回の木製工事看板等（県産品）を使用した場合についても同様の扱いとします。

問い合わせ先

県土整備部 県土整備政策局 技術調査課
技術基準班 073-441-3083